

## 2023年1月税務ニュース

### 1. 保税倉庫に保管した商品をベトナム国内に再輸入する際の通関手続き

(税関総局・2022年11月14日・オフィシャルレター第4826/TCHQ-GSQL号)

- 通関手続き：税関申告書を作成の上、規定の輸入手続きが必要。
- 関税：該当規定に従い、通常の輸入と同様の税関手続きを行う。  
※輸出用の商品製造の目的で、条件を満たす場合は、  
輸入関税免除、付加価値税（VAT）課税対象外となる。

### 2. 現物出資に対する税務上の取扱い

(ハイフォン税務局・2022年11月7日・オフィシャルレター第3821/CTHN-TTHT号)

新会社設立の際の現物出資に使用する目的で、出資者が機械・設備を購入する場合：

- 条件充足する場合、当該機械・設備の仕入れVATの控除申請が可能
- 当該機械・設備のVATインボイス発行が不要
- 出資額が当該機械・設備より高額となる場合、その差額は出資者の課税所得とみなされる。  
※VAT控除方式を使用  
※規定に基づき出資関連書類を準備

### 3. 法人税優遇措置のある支店が、他省に所在する場合の法人税確定申告

(バクニン税務当局・2022年11月17日・オフィシャルレター・第3776/CTBNI-TTHT号)

新規投資プロジェクトの所得に対して法人税優遇税制を受ける場合：

- 法人税の確定申告は、フォーム03-3A/TNDNと付属書(Annex II)を使用し、本店（ビンズン省）の税務当局でのみ行なう。
- 従属支店（バクニン省）での申告は不要。税務当局の統合税務管理システム(TMS)により、従属支店の管轄地区の税務当局へデータ共有が行われる。

### 4. 労働契約終了後の外国人駐在員の航空券支給に関する税務上の取扱い

(ハイフォン税務当局・2022年12月19日・オフィシャルレター第4387/CTHPH-TTHT号)

労働契約終了した駐在員の本帰国時(※)の航空券を会社負担とする場合、当該費用は、従業員への現物支給と見なされる。

- 個人所得税(PIT)：駐在員の課税対象所得となる。ただし、年1回までの帰省時の航空券代は非課税。

- 法人所得税（CIT）：適切な書類準備により、損金算入費用となる。